

平成 26 年 7 月 11 日

各 位

会 社 名 インスパイア株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 駒澤 孝次  
(JASDAQ・コード2724)  
問い合わせ先 取締役経営企画室長 野瀬 有孝  
電 話 番 号 03-3289-6651 (代表)

### 第三者割当により割り当てられた株式の譲渡報告確約書の提出に関するお知らせ

平成 26 年 2 月 28 日「第三者割当による新株式の発行、主要株主である筆頭株主及び親会社以外の支配株主並びに主要株主の異動に関するお知らせ」及び平成 26 年 3 月 31 日「第三者割当による新株式発行の払込完了、主要株主である筆頭株主及び親会社以外の支配株主並びに主要株主の異動に関するお知らせ」で開示いたしました通り、当社は、第三者割当増資を行い、当社株式を林功氏及び株式会社リンクビジョンに割り当てました。当社は、両者から譲渡報告確約書の締結について、内諾をいただいておりますが、経過報告を下記の通り、お知らせいたします。

#### 記

#### I. 林功氏について

##### 1. 経過報告

当社は、林氏が第三者割当増資の引き受けを承諾する際に、当社の発行する株券が上場する東京証券取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、林氏が当該株式に関し、払込期日である平成 26 年 3 月 31 日より 2 年間に於いてその全部又は一部を譲渡した場合には、林氏が当社に対しその譲渡内容を書面にて報告すること、当社が証券取引所に対しその譲渡内容を報告すること、並びに林氏は証券取引所がその譲渡内容を公衆の縦覧に供することに同意する旨の譲渡報告確約書（以下、「確約書」という。）の締結について、内諾をいただいております。これをもちまして、当社は、林氏の増資払い込みが完了した時点で、フィナンシャルアドバイザー（以下、「FA」という。）を通じて林氏に確約書への捺印を求めました。当社は、当初はFAを通じて毎日のように捺印を求めましたが、林氏は一向に応じなかったため、当社駒澤も電話連絡し、4 月中旬には当社駒澤が直接面談して確約書の締結を依頼しました。しかしながら、この後 5 月中旬までなかなか林氏と連絡がつかない状態となり、確約書に捺印しない理由すら当社に連絡がありませんでした。5 月中旬において、当社は、定時株主総会の議案を決定する必要があったため、林氏に連絡を取ったところ、林氏は弁護士を代理人にたて、今後の交渉は必ず代理人弁護士を通してほしいとの依頼でありましたので、代理人弁護士に対し、林氏が未提出の書類があるので捺印後に提出してほしい旨をお願いしておりました。結局、平成 26 年 6 月 26 日の定時株主総会当日まで確約書の締結はありませんでした。定時株主総会において、平成 26 年 6 月 26 日「第 23 期定時株主総会継続会開催に関するお知らせ」にて開示しました通り、林氏の所有株式が平成 26 年 3 月 28 日において質権設定されている疑義が生じており、当社は、現在調査中であります。

##### 2. 確約書の作成状況について

当社は、平成 26 年 4 月 1 日、林氏に確約書に捺印をお願いするため、FAを通じて手渡ししておりますが、現在における作成状況は不明であります。当社といたしましては、定時株主総会以降に林氏に確約書への捺印を求めるためには、林氏が当社株式を所有しているという確たる証明が必要であると

考えておりましたが、これらとは別に確約書の締結は必要であるとの認識し、今後、できる限り早急に林氏の代理人弁護士と協議を行い、まずは確約書の締結を行う方針であります。

### 3. 林氏の株式保有状況について

林氏は代理人を選任しており、現在、当社が直接接することはできません。代理人弁護士からは7月2日に上申書、7月9日に別途書類が当社に送られております。いずれの書類においても林氏の株式保有状況についてははっきりしたことがわかるものではありませんでした。当社において、現在調査中であります。

## II. 株式会社リンクビジョンについて

### 1. 経過報告

林氏と同時に第三者割当により株式を割り当てた株式会社リンクビジョン(以下、「リンクビジョン」という。)については、7月7日に確約書への捺印をいただき、当社にご提出いただきました。また、同時に譲渡報告書の提出を受けております。リンクビジョンについても、第三者割当増資の引き受けを承諾する際に、確約書の締結について、内諾をいただいております。確約書の提出が遅れた理由といたしましては、当社が確約書への捺印依頼をリンクビジョンに行うことを失念しており、6月下旬に確約書の提出をしていなかったことに気づきました。当社は、確約書への捺印をリンクビジョンに求めましたが、当社が破産手続開始申立を受けていたこと、及び、払い込み当初の「合同会社エコとの裁判は解決しており、増資調達資金から2.5億円を支払うことですべて解決するのであれば払い込みを行う」という約束について、当社が2.5億円の支払いを保留し、違約金5千万円の存在も明かさなかったことから、約束を違えていることで、当社に対し不信感を募らせておりました。このような経緯もあり、リンクビジョンは、確約書が締結されていれば、払込期日である平成26年3月31日より2年間においてその全部又は一部を譲渡した場合には、当社に対しその譲渡内容を書面にて報告する必要があるにもかかわらず、当社取締役会に連絡せずに市場で所有株式の一部を売却いたしました。当社が説明を重ね、リンクビジョンにご理解いただけたことで、7月7日に確約書への捺印・提出及び譲渡報告書の提出に応じていただきました。払い込み直後に確約書を締結し、その後起こったことについて説明を行っていただければ避けることができたため、当社の説明不足から起こった事態であります。上場規則に基づき確約書を締結することにご納得いただき、現在は、当社との協力体制が戻っております。今後は、増資引き受け時に当社にご提出いただいた意向表明書に基づき、譲渡前に事前承諾を当社に求め、譲渡を行った場合には、その旨を当社に報告することにご協力をいただく次第であります。

### 2. リンクビジョンの当社株式の保有方針について

当社は、リンクビジョンから、現在の当社の状況が業務提携を行える状態にないことから、今後も当社株式を市場で売却する意思がある旨伺っております。所有株式の譲渡を行う場合には、譲渡を行う際に当社取締役会から事前承諾を得ることについて、お約束いただいております。また、上記経過報告に記載しました通りの事情もありますので、当社取締役会は、リンクビジョンから譲渡承認を求められた場合、了承する方針であります。なお、リンクビジョンから現在報告されている以外に売却を行っていない旨の説明を受けております。

## III. 今後の当社の対応

当社は、林氏に確約書の締結を引き続き求めてまいります。林氏が確約書の締結ができないのであれば、その理由を当社にご提出いただき、その旨を開示させていただきたいと考えております。

林氏と確約書の締結がなされた場合には、速やかに提出し、事実関係についてもわかり次第お知らせいたします。